よくある質問

1. 無償化の対象になる為には手続きは必要ですか？

■保育所（園）・認定こども園（保育園児として利用）・小規模保育事業所

→手続きは不要です。

■認定こども園（幼稚園児として利用）・公立幼稚園・新制度に移行した私立幼稚園

→手続きは不要です。

　ただし、「保育の必要性」があり、預かり保育などの利用料の補助を受けたい場合は、別途手続きが必要です。

　満3歳児クラスで通われている場合、預かり保育などの利用料も無償化の対象になる方は、住民税非課税世帯

に限ります。

■新制度に移行していない私立幼稚園

　→10月以降の途中入園者については、手続きが必要です。

　　　また、「保育の必要性」があり、預かり保育などの利用料も無償化の対象になる方は、別手続きが必要です。

　　■認可外保育施設（届出している施設）

　→手続きが必要です。

1. 保育の必要性とはどんな要件ですか？

■保護者それぞれが働いていたり、同居家族の介護などで、家庭で保育出来ない状況をいいます。

要件は下記のとおりです。

就労

就学

出産

傷病・障がい等

介護（同居家族）

求職活動

その他

詳細については、子ども家庭応援部　子育て施設課（072-423-9483）までお問合せください。

1. 支払っているお金全てが無償化になりますか？

■無償化対象外の経費（通園送迎費・行事費・食材料費　等）は対象にならない費用もあります。

1. 10月からの保育料を支払わなくて済みますか？

■保育所（園）・小規模保育事業所・認定こども園（保育園児として利用）

→10月から保育料は0円になります。（0～2歳児は住民税非課税世帯に限ります。）

　そのため、保育料の支払いはなくなります。

■認定こども園（幼稚園児として利用）・公立幼稚園・新制度に移行した私立幼稚園

→10月から保育料は0円になります。

　そのため、保育料の支払いはなくなります。

■新制度に移行していない私立幼稚園

→月額25,700を上限に保育料等を保護者に代わって、市から園に支払います。

　そのため、保育料等が25,700円を超えない場合は、保育料等の支払いはなくなります。

　　■認可外保育施設（届出している施設）

　　→施設等に利用料を支払い、あとで市からの償還を受けることとなります。

1. 手続きが必要な場合は、どこで手続きを行えばいいですか？

■手続きに必要な申請書については、岸和田市のホームページでダウンロードすることができます。

申請書を記入し添付書類（在職証明等）を添えて、子育て応援部　子育て施設課まで持参してください。